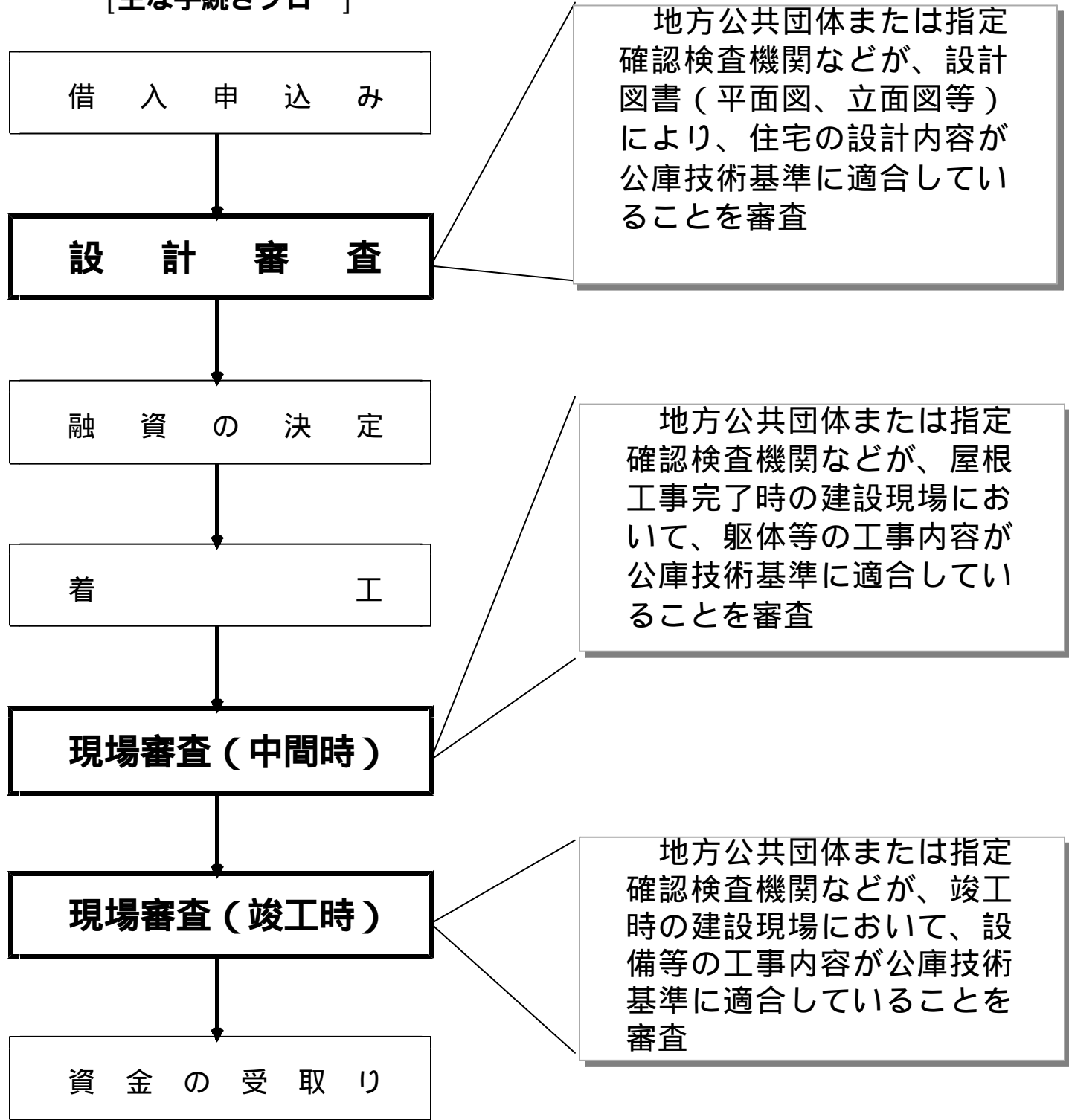


公庫融資住宅に係る技術審査（個人住宅）

[主な手続きフロー]



[公庫技術基準の概要]

○基礎基準（全ての新築住宅に適用）

項 目	基 準 の 概 要
敷地の接道に係る基準	敷地は、一般の道に原則 2 m 以上接道
敷地の規模に係る基準	敷地面積は、原則100㎡以上
住宅の規模に係る基準	床面積は、原則30㎡以上280㎡以下、併用住宅の住宅部分の床面積は1/2以上
住宅の規格等に係る基準	原則 2 以上の居住室、炊事室、便所、浴室の設置
構造・戸建型式等に係る基準	木造の住宅は一戸建て又は連続建てに限定
断熱構造に係る基準	S 55省エネ告示レベルの断熱構造
住宅の耐久性確保に係る基準	耐久性を有する土台・柱、高さ40cm以上のRC造布基礎、小屋裏・床下換気、防腐・防蟻措置 等
配管設備の点検に係る基準	点検口等の設置
区画に係る基準	住戸相互間を原則耐火構造の界床・界壁で区画、防火戸の設置
天井高さに係る基準	共同住宅の居住室の天井高さは2.3m以上
床の遮音構造に係る基準	共同住宅の床はRC造で厚さ13cm以上（賃貸10cm）
バルコニー設置に係る基準	共同住宅の住戸にはバルコニーを設置
併存非住宅の用途に係る基準	非住宅は住環境に悪影響を及ぼさない用途に限定（団体融資のみ）
空地の確保に係る基準	50戸以上の団地は、敷地の3/100以上の空地確保（団体融資のみ）

○政策融資基準等（基準金利適用や割増融資などの優遇融資に適用）

項 目			基 準 の 概 要
長寿 社会	バリアフリー構造に係る基準		段差解消、廊下・開口部幅確保、手すり設置等
	高齢者等対応設備に係る基準		ホームエレベータ設置、高齢者等用便所・浴室等設置又は火災報知器等設置
環境 共生	省エネ住宅	一般省エネに係る基準	H 4 省エネ告示レベルの断熱気密構造
		次世代省エネに係る基準	H 11 省エネ告示レベルの断熱気密構造、換気設備設置
		パッシブソーラー住宅基準	太陽エネルギー利用率30%以上のパッシブソーラーシステムの設置
	省エネ設備	暖冷房設備等に係る基準	2 以上の居室等の暖冷房設備の設置等
		給湯設備等に係る基準	浴室・炊事室・洗面所等への給湯設備等の設置
		太陽光発電設備に係る基準	最大出力の総和が 3 k W 以上の太陽光発電設備の設置
		換気設備に係る基準	全館換気を行うとともに連続運転可能な機械換気設備の設置
長期 耐用	耐用性に係る基準		床面積120㎡以上、天井高2.4m、廊下幅 1 m、リサイクル材の利用等
	積雪地対応に係る基準		基礎高 1 m 以上の高床構造、融雪装置を設置等
団地 環境	空地・植栽に係る基準		戸建型式、敷地面積に応じた空地の確保、植栽
	敷地内通路に係る基準		共同住宅の敷地内通路における歩行者の安全性確保
	日照の確保に係る基準		適切な日照の確保
	駐車施設等に係る基準		適正な規模の駐車施設・自転車置き場の設置
	共益施設等に係る基準		集会所、児童遊園等の共益施設の設置
地域 特性	自然条件等対応型住宅に係る基準		地域の気候・風土等の特性に対応した住宅
	住環境整備型住宅に係る基準		住宅の配置、外構等が住環境の整備及び改善に資する住宅
除却工事費等に係る基準			廃棄物処理法に基づく適正な解体・処理
歴史・文化継承住宅に係る基準			歴史的町並みの保存継承に係る条例等に基づく住宅の建設